

別紙1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る事項

(法令)

第1条 発注者及び受注者は、廃棄物の収集運搬業務を遂行するにあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。関連する政令及び省令を含む。以下「法令等」という。）及び関係法令を遵守しなければならない。

(受注者の事業範囲及び許可証の添付)

第2条 受注者の事業範囲は別表1のとおりであり、受注者の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本書に添付する。

(廃棄物の排出事業場、種類、数量、金額及びその他適正処理に必要な情報の提供)

第3条 発注者が受注者に収集運搬を委託する廃棄物の排出事業場、種類、予定数量及び合計予定金額は、別表1のとおりとする。委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合には、その旨を別表1の廃棄物の種類欄に併せて記入する。

- 2 発注者の委託する廃棄物の性状その他適正処理に必要な情報は、仕様書に記載のとおりとする。
- 3 発注者は本条第2項で提供した情報に変更が生じた場合は、当該廃棄物の引渡し前に、別表2に記載の方法により受注者に変更後の情報を提供しなければならない。なお、情報の提供を要する変更の範囲については、発注者と受注者とであらかじめ協議の上で定めることとする。

(マニフェスト)

第4条 受注者は発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、発注者に提出する。業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェスト、又は電子マニフェストも添付すること。

(契約期間及び保存)

第5条 この契約の有効期間は表紙に記載のとおりとする。

- 2 発注者及び受注者は、契約書及び契約書に添付される書面を契約の終了後5年間保存する。

(義務と責任)

第6条 発注者は受注者から要求があった場合は、第3条各項によるもののみならず、収集運搬を委託する廃棄物の適正処理に必要な情報を速やかに受注者に通知しなければならない。

ない。

- 2 受注者は、発注者から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から受注者の事業場における中間処理の完了まで、法令等に基づき適正に処理しなければならない。この間に発生した事故については、発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負う。

(業務の調査等)

第7条 発注者は、この契約に係る受注者の廃棄物の処理が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、受注者に対して、当該処理の状況に係る報告を求めることができる。

- 2 発注者は、受注者に対し、予告無く中間処理施設における中間処理状況等を調査することができる。この場合、受注者はその状況について適切な説明をしなければならない。

(再委託の禁止)

第8条 受注者は発注者から委託された業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に天災等やむを得ない理由により、運搬業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合は、受注者は法令等で定める再委託基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律昭和45年法律第137号第14条第16項ただし書、令6条の12及び規則第10条の7）に従い、あらかじめ発注者からの書面による承諾を得て、収集運搬業務を再委託することができる。

(積替保管)

第9条 受注者は発注者から委託された廃棄物の積替保管を行ってはならない。

(契約解除時の未処理廃棄物の取り扱い)

第10条 契約が解除された場合において、本契約に基づいて引渡しを受けた廃棄物について、処理が未だに完了していないものがあるときは、発注者及び受注者は次の措置を講じなければならない。

- (1) 受注者は、本契約が解除された後も、未処理の産業廃棄物に対する処理責任を免れないことを認識し、当該廃棄物に対する処理業務を自ら実行するか、又は発注者の承諾を得た上で、同一事業区分の許可を有する別の物に受注者の費用負担をもって行わせなければならない。
- (2) 受注者が別の者に業務を委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が受注者になくるときは、受注者はその旨をあらかじめ発注者に通知し、資金がないことを明確にしなければならない。
- (3) (2)による通知を受けた場合、発注者は、受注者から業務を受託した者に対し、差し当たり発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の廃棄物の処理を行わせるものとする。発注者は、当該廃棄物の処理完了後、受注者に対し、

発注者が負担した費用を請求し、又は本契約に基づく発注者の債務の相当額との相殺を求めることができる。

- 2 受注者は、発注者が第3条及び第7条1項の規定により提供した情報により、廃棄物の処理を適正に行うことが出来ないと判断した場合は、発注者に対し、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、発注者は受注者に当該廃棄物を引き渡してはならない。

別表 1

受注者の事業範囲

(積込み場所)	(荷下ろし場所)
収集運搬業許可番号 (許可都道府県政令市名)	_____ ()
許可品目 (積込み場所・荷下ろし場所に共通の許可品目のみチェックする)	
<input type="checkbox"/> 燃え殻	<input checked="" type="checkbox"/> 汚泥
<input type="checkbox"/> 廃油	<input type="checkbox"/> 廃酸
<input type="checkbox"/> 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 廃プラスチック類
<input type="checkbox"/> ゴムくず	<input type="checkbox"/> 金属くず
<input type="checkbox"/> ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 鉍さい
<input type="checkbox"/> がれき類	<input type="checkbox"/> ばいじん
<input type="checkbox"/> 紙くず	<input type="checkbox"/> 木くず
<input type="checkbox"/> 繊維くず	<input type="checkbox"/> 動植物性残さ
<input type="checkbox"/> 動物のふん尿	<input type="checkbox"/> 動物の死体
<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物を含む
	<input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物を含む
	<input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等を含む
<input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物()	

廃棄物の排出事業場、運搬先事業場、種類、数量、金額等

	事業場名称	事業場所在地及び連絡先
排出元事業場	荒木浄水場	福岡県久留米市荒木町白口55 TEL:0942-27-1561
運搬先事業場		

廃棄物の種類	廃棄物の性状	収集運搬単価(円)	中間処理単価(円)	予定数量(日・週・月・年)	処理方法
汚泥	仕様書記載のとおり	表紙記載のとおり	/	仕様書記載のとおり	/
備考 通常保管状態での腐敗、揮発等：無し 他の廃棄物との混合により生ずる支障：無し					

